

学校法人佐野日本大学学園 行動計画  
(次世代育成支援対策推進法に基づく)  
令和7年4月1日策定

学校法人佐野日本大学学園は、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下のとおり行動計画を策定いたします。

1. 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和17年3月31日

2. 目標

目標1：

職員全員を対象に、所定外労働の削減を図るため、令和7年7月25日までに「ノー残業デー」を設定し、実施する。

※教員については、職員全体の実施状況を検証した上で、実施を検討する。

目標2：

有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を、1人あたり平均年間10日以上とする。

3. 取組内容

目標1に関する取組

令和7年6月：所定外労働の現状を把握

令和7年7月：事務局課長以上の会議において実施方法を検討

令和7年7月：週1回の「ノー残業デー」を試験的に導入

令和8年1月：週1回の「ノー残業デー」を本格導入

令和8年3月：効果を検証する。

目標2に関する取組

令和7年6月：年次有給休暇の取得状況を把握

令和7年7月：事務局課長以上の会議において検討を開始

令和7年10月：計画的な取得促進のための管理職研修を実施

令和7年12月：有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の集計・周知等による取得促進  
施策を開始

以上